明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（厚生労働一三七）　一
〔告　示〕
○事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針を定める件（厚生労働二一二）　二六
○子の養育又は家族介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（同二一三）　二九
○事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針の一部を改正する件（同二一四）　三三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三三
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　四四
会社その他
会社決算公告　四四

省令

○厚生労働省令第百三十七号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年八月二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「高年齢継続被保険者の求職者給付」を「高年齢被保険者の求職者給付」に改める。

第一条第五項第一号中「及び法第三十七条の三第二項」を「、法第三十七条の三第二項」に改め、「並びに法第三十九条第二項」を「及び高年齢求職者給付金の支給を受けた者であつて、当該高年齢受給資格に係る離職の日の翌日から起算して一年を経過していないもの（第五号において「高年齢求職者給付金受給者」という。）、法第三十九条第二項」に改め、同項第五号中「高年齢受給資格者」の下に「（高年齢求職者給付金受給者を含む。）」を加える。

第三条の二（見出しを含む。）中「第六条第五号」を「第六条第四号」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「第六条第七号」を「第六条第六号」に改め、同条第一項第三号中「第百一条の十一の二第一号において」を「以下」に改める。

第十四条の三第一項中「法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者（以下「高年齢継続被保険者」という。）」を削る。

第十四条の四第一項中「被保険者がその小学校就学の始期に達するまでの子」の下に「（法第六十一条の四第一項に規定する子をいう。第百一条の十一（第二項第一号に限る。）、第百一条の十六（第二項第一号に限る。）及び第百十条を除き、以下同じ。）」を加え、「第三十五条」を「第三十六条」に、「第五条」を「第七条」に、「第二十二条」を「第二十五条」に改める。

第三十六条第三号中「月が引き続き二箇月以上又は離職の日の属する月の前六月のうちいずれか三箇月以上となつた」を削り、同条第五号に次のように加える。

ホ　事業主が法令に違反し、妊娠中若しくは出産後の労働者又は子の養育若しくは家族の介護を行う労働者を就業させ、若しくはそれらの者の雇用の継続等を図るための制度の利用を不当に制限したこと又は妊娠したこと、出産したこと若しくはそれらの制度の利用の申出をし、若しくは利用をしたこと等を理由として不利益な取扱いをしたこと。

第四十八条の三第二項中「令第八条第一項」を「雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号。以下「令」という。）第九条第一項」に改める。

第三章第三節の節名を次のように改める。

第三節　高年齢被保険者の求職者給付

第六十五条の三を次のように改める。

第六十五条の三　削除

第六十五条の四第一項中「第三十七条の四第四項」を「第三十七条の四第五項」に改める。

第六十五条の五中「第十九条第一項及び第三項」を「第十九条第一項及び第四項」に改め、「高年齢受給資格者証」と」の下に「「第十三条第一項」とあるのは「第三十七条の三第一項」と」を加え、「第三十七条の四第四項」を「第三十七条の四第五項」に改める。